

## 社会福祉法人設立に向けて

### 社会福祉法人の設立を考えている方々へ

#### 1 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか。

- ・社会福祉法人は、社会福祉法第22条で定義されているとおり、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものです。具体的な事業の実実施計画が策定され、新たに社会福祉法人を設立し事業を実施する必要性が認められることのほか、原則として設立後直ちに社会福祉事業が開始できることが求められます。
- ・社会福祉法人が行うことができる事業は限られています。  
(社会福祉事業：社会福祉法第2条に限定列举)  
(公益事業及び収益事業：社会福祉法第26条に規定)
- ・社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法第2条で規定されていますので、それ以外の事業のみをもって、社会福祉法人の設立はできません。
- ・公益事業及び収益事業の事業規模が、全事業の過半を占めることはできません。

#### 2 事業の活動拠点は、どこを考えていますか。

- ・各市町村ごとに施設や利用者の数などの計画が策定されていますので、施設整備予定の市町村や大阪府の関係各課と十分に協議してください。

#### 3 基本財産はありますか。

- ・社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。この資産を「基本財産」といい、原則として社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有し、基本財産としなければならないこととされています。

#### 4 建設資金等は、どのように確保するのですか。

##### (1) 施設整備に係る資金

- ・建物の建設資金等の一部に対して、国、府、市町村の補助制度がありますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。
- ・建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資期間を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまでも「借入金」ですので、施設開設後返済しなければなりません。

##### (2) 実施事業に係る資金

- ・事業の実施計画の策定と併せて、資金計画を策定してください。計画の策定に当たっては、実施事業に係る利用者負担金、運営費、補助金等の事業収入に係る制度を十分に確認し、計画的・安定的な事業運営が行えるように計画してください。
- ・法人の設立当初の運転資金として、施設整備費用や事業運営に要する費用とは別に、当該法人の年間事業費の1/2以上の資金が必要です。指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援の場合は1/2以上の資金が必要です。
- ・法人本部の運営経費に対する補助制度はありません。

## 5 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか。

- ・上記の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくために評議員及び役員（理事・監事）を選任し、評議員会及び理事会を設置することが必要になります。
- ・役員の報酬については、役員の地位にあることのみをもっては、支給できません。

## 6 どのような人が、評議員及び役員（理事・監事）になる予定ですか。

- ・評議員及び役員（理事・監事）の就任にあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。
- ・評議員の選任に当たっては評議員選任・解任委員会等による選任手続きが必要となり、役員（理事・監事）の選任に当たっては評議員会による選任手続きが必要となります。

### （1）評議員（定款で定めた理事の員数を超える数）

- ・評議員は法人の議決機関である評議員会の構成員です。
- ・評議員には、社会福祉法人との委任契約に基づき、善管注意義務が課せられています。
- ・評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任されません。
- ・評議員の選任及び解任の方法は定款の定めに従って行います。
- ・評議員には、次に掲げる者を選任することはできません。

#### ①欠格事由

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

- るまでの者
- オ 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

## ②兼職禁止

評議員は、当該社会福祉法人の役員（理事・監事）、会計監査人又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません。

## ③特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはなりません。また、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません。

※評議員のうち各評議員と特殊の関係がある者

（社会福祉法施行規則 第2条の7）

- 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該評議員の使用人
- 三 当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- 八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
  - イ 国の機関
  - ロ 地方公共団体

- ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

※評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者

（社会福祉法施行規則 第2条の8）

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めにあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

## （2）理事（6名以上）

- ・理事は法人の業務執行の決定機関である理事会の構成員です。
- ・理事の選任に当たっては、次の要件を満たす者がそれぞれ1名以上含まれている必要があります。
  - ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
  - ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
  - ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- ・理事の選任は、評議員会の決議によって行います。

・理事には、次に掲げる者を選任することはできません。

①欠格事由

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

②兼職禁止

理事は、当該社会福祉法人の評議員、監事又は会計監査人を兼ねることができません。

③特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、また、理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。

※理事のうち各理事との特殊の関係がある者

(社会福祉法施行規則 第2条の10)

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人ではない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員

である者を除く。)である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

### (3) 監事 (2名以上)

- ・ 監事は、理事の職務執行の状況を及び法人の財産状況について監査し、監査報告を行うことを職務としています。
  - ・ 理事会への出席義務のほか、理事会・評議員会への報告義務といった権限が与えられています。
  - ・ 監事の選任に当たっては、次の要件を満たす者がそれぞれ1名以上含まれている必要があります。
- ①社会福祉事業について識見を有する者
  - ②財務管理について識見を有する者
- ・ 監事の選任は、評議員会の決議によって行います。
  - ・ 監事には、次に掲げる者を選任することはできません。

#### ①欠格事由

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

#### ②兼職禁止

監事は、当該社会福祉法人の評議員、理事、会計監査人又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません。

#### ③特殊関係者

監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※監事と特殊の関係がある者 (社会福祉法施行規則 第2条の11)

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の半数を超える場合に限る。）
- 九 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

## 7 設立発起人の法的責任について

- ・ 法人設立は、理事長就任予定者等の個人によるものではなく、複数の設立発起人が設立者となり、設立発起人で構成される設立発起人会の総意による必要があります。
- ・ 設立発起人の事務の遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。
- ・ 設立発起人がその事務を行う際には、高度の注意義務が要求されます。したがって、設立発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うことがあります。さらに、代表者以外の設立発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、賠償責任を負うことになります。
- ・ 設立発起人会の運営に係る費用は、設立の資金とは明確に分ける必要があります。

## 8 法人設立の事務は、誰がされますか。

- ・ 社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後代表者や、施設長等になる予

定の方が直接事務手続きを行ってください。

## 9 社会福祉法人設立認可及び施設整備審査委員会について

- 主たる事務所が茨木市内にあり、茨木市内でのみその事業を行う社会福祉法人については、茨木市が所轄庁として設立認可、定款変更等の許認可や届出の受理を行います。
- 社会福祉法人を新たに設立しようとする場合には、所定の設立認可申請書及びその添付書類を所轄庁に提出し、法人の設立認可を受ける必要があります。
- 茨木市においては、設立認可申請に当たり、あらかじめ、茨木市社会福祉法人設立認可及び施設整備審査委員会における審査を受ける必要があります。そのため、当該委員会の審査を受けるに当たり、担当課との設立認可に係る事前の協議が必要ですので、別途、社会福祉法人概要書等を作成し、ご提出いただくこととなります。